

## ■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法Ⅲ 担保物権法 [第2版]』におきまして、下記の修正がございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	36	3-16 下から4行目 以下	…ミカン（図3-15の①）には抵当権の効力は及ばず、土地の所有者は自由にミカンを収穫し売却することができます。ミカンの代金債権が残っていて弁済期になっても（図3-15の②）、…	…ミカンには抵当権の効力は及ばず、土地の所有者は自由にミカンを収穫し売却することができる（図3-15の②）。ミカンの代金債権が残っていて弁済期になっても、…
1	251	図17-25	使用はできないのが原則（298条1項本文） 物の保存に必要な場合（298条1項但書）	使用はできないのが原則（298条2項本文） 物の保存に必要な場合（298条2項但書）